

普通財産使用貸借契約書（案）

貸付人 海士町長 大江 和彦 を甲とし、借受人 ●●● ●●● を乙として、次のとおり普通財産の使用貸借契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 甲は乙に対して、その所有する次に掲げる物件（以下「貸付物件」という。）を、以下の条件で無償で使用させることとし、乙はこれを借り受ける。

土地

所在	島根県隠岐郡海士町大字福井				
通し番号	地番	枝番	地目	地積(m ²)	備考
1	1252	3	山林	7.21	
2	1252	5	山林	41.00	
3	1256	1	宅地	379.34	一部
4	1256	20	宅地	3.42	

建物

所在	島根県隠岐郡海士町大字福井1256番地1				
通し番号	用途	構造	床面積	建築年	築年数
1	居住用	木造二階建て	175.04m ²	明治37年	120年

（用途指定）

第2条 乙は、貸付物件を●●●に供しなければならない。

（貸付期間）

第3条 貸付物件の貸付期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までの5年間とする。ただし、乙が契約期間満了後も継続して貸付けを希望する場合、甲との協議のうえ再契約を締結することも可能とする。

（物件の引渡し）

第4条 甲は、第3条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡すものとする。

（使用上の制限）

第5条 乙は、この貸付物件の現状の変更を行おうとするときは、事前に変更の理由を記載した書面をもって甲に申請し、書面による承認を受けなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第6条 乙は、貸付物件を転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。

（維持管理）

第7条 甲は、貸付物件の維持、修繕、改良その他の行為に要する費用を負担しない。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって貸付物件を維持管理しなければならない。

3 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損したときは、直ちに甲に報告し

なければならない。

(瑕疵担保)

第 8 条 乙は、この契約締結後、貸付物件について数量の不足その他隠れた瑕疵を発見しても、損害賠償の請求をすることができないものとする。

(実地調査等)

第 9 条 甲は、貸付物件について、随時実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(事業報告及び事業計画)

第 10 条 乙は、契約開始の翌年度から5年間、各年間の事業報告書及び年度事業計画書を甲へ提出するものとする。

2 前項の規定による事業報告書は、毎年度、前年度の状況を報告するものとする。

3 第1項の規定による年度事業計画書は、毎年度、当該年度の計画を報告するものとする。

4 第1項の規定による事業報告書及び年度事業計画は、毎年度、5月末までに提出するものとする。

(契約の解除)

第 11 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に定める義務に違反したとき。

(2) 甲が、この貸付物件を、公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(3) 乙が、この契約を継続することができない事由が生じ、甲乙双方が協議の上、甲が解約に同意したとき。

(原状回復)

第 12 条 乙は、貸付期間が満了した場合又は契約の解除があった場合、原状に戻して甲に返還するものとする。ただし、甲との協議のうえ承認を得た場合はこの限りではない。

(損害賠償)

第 13 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第 14 条 この契約に要する費用については、乙の負担とする。

(有益費等の請求権の放棄)

第 15 条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は第11条の規定によりこの契約が解除されたときは、有益費、必要費等が存在している場合でも、甲に償還その他一切の請求ができないものとする。

(疑義の決定)

第 16 条 本契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 17 条 本契約に関し、甲と乙との間に紛争を生じた場合には、甲の所有地を管轄する地方裁判所に提訴するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえそれぞれ 1 通を保有する。

令和 年 月 日

貸主（甲）住所 島根県隠岐郡海士町大字海士1490番地
氏名 海士町長 大江 和彦

借主（乙）住所 島根県隠岐郡海士町大字●●番地
氏名 ●● ●●